

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

ページ

○建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

(契約課) 一

○物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

(同) 二

○宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

(同) 二

## 告 示

○宮城県告示第八百七十五号

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務に係る競争入札の参加資格等に関する規程(昭和六十一年宮城県告示第千二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

第三条第一項中「第一号から第四号まで」を「第二号から第五号まで」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同項中第十号を第十一号とし、第一号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号と

して次の一号を加える。

一 第二条第二号に該当するものでない旨の誓約書(様式第一号の三)

第六条第二項中「(自己資本額を業種別年間平均実績高で除し、100を乗じて得た数値をいう。)」

を「(直前の事業年度の決算における自己資本額を年間平均実績高(申請日の属する事業年度の直前の事業年度及びその直前の事業年度の建設関連業務全体の年間平均実績高をいう。)で除し、100を乗じて得た数値をいう。)」に改める。

第九条第一号中「第三号」を「第四号」に改める。

第十二条第二項第二号中「に規定する者」を「各号のいずれか」に改める。

第十三条中「建設関連業務競争入札参加承認者名簿」を「建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿」に改める。

様式第一号の二の次に次の様式を加える。

様式第1号の3 (第3条関係)

誓 約 書

私(当社)は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者」のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することのないことを誓約します。

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

様式第七号中「建設関連業務指名競争入札参加資格については、」や「建設関連業務競争入札参加資格については、」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年十一月一日から施行する。

○宮城県告示第八百七十六号

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成九年宮城県告示第千二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

第三条第一項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第二号に該当するものでないことの誓約書

第九条第三号中「に規定する者」を「各号のいずれか」に改める。

附 則

この告示は、平成二十六年十一月一日から施行する。

○宮城県告示第八百七十七号

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程の一部を改正する告示

宮城県建設工事に係る競争入札の参加登録等に関する規程(平成十三年宮城県告示第七百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

第三条第一項中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第五号中「第一号」を「第二号」に、「前条第六号」を「前条第七号」に、「様式第一号の三」を「様式第一号の四」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「前条第五号」を「前条第六号」に、「様式第一号の二」を「様式第一号の三」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 前条第二号に該当するものでない旨の誓約書（様式第一号の二）  
第五条の二第二項の表中

「参加資格の申請時において障害者雇用促進法第四十三条第一項の規定による雇用義務がない場合」	総従業員数が五十名以上の事業所であるとき 総従業員数が四十九名以下の事業所であるとき	対象者一名につき十点（ただし、三十点を上限とする。） 対象者一名につき十五点（ただし、三十点を上限とする。）
---	---	---

に改める。

第五条の四第二項中「第三条第一項第五号から第十二号まで」を「第三条第一項第二号及び第七号から第十五号まで」に改める。

第十条第一項第二号中「に規定する者」を「各号のいずれか」に改める。

様式第一号の三を様式第一号の四とし、様式第一号の二を様式第一号の三とし、様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第一号の2（第3条関係）

誓 約 書

私（当社）は、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者」のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することのないことを誓約します。

年 月 日

宮城県知事

殿

申請者 住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

附 則

この告示は、平成二十六年十一月一日から施行する。